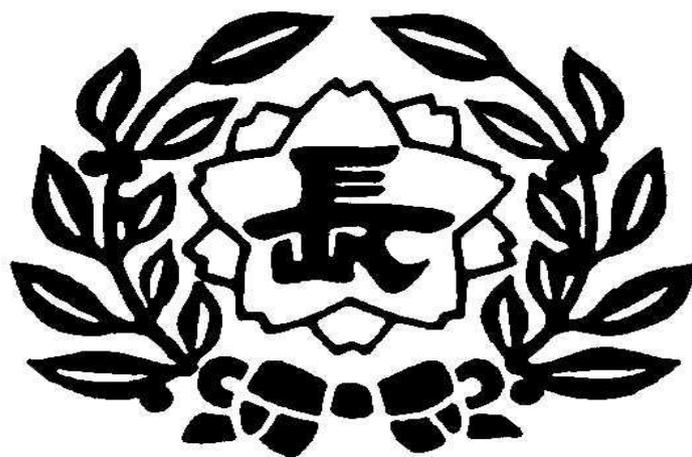


長島小学校いじめ防止基本方針



青森市立長島小学校

長島小学校いじめ防止基本方針

青森市立長島小学校

1 いじめ防止基本方針の策定に当たっての学校の考え方

いじめが全ての児童に関係する問題であることを鑑み、「いじめは、どの子にも起こりうる」という基本認識に立つ。したがって、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、組織的にいじめ防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「長島小学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 基礎的・基本的な内容の定着を目指した「分かる授業」の実践
- 一人一人の思いを大切に「授業における生徒指導」の充実
- 自己肯定感・自己有用感の育成
- 基本的な生活習慣や行動規範に関する継続指導
- 子どもと教師、子どもと子どもの心の結びつきを大切に学級経営
- いじめの早期発見・早期解決のための情報の共有化・組織としての対応
- 家庭・地域・関係機関との確実な連携

2 いじめとは

(1)いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 定義）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と、一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 起こった場所は学校の内外を問わない。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

(2)いじめに対する基本的な考え方

- いじめは人間として絶対許されないという強い意識を持つこと。
- いじめは、「どの児童にも起こりうるもの」と考えると共に、「重大事態（不登校・自殺）に発展」する例もあることから、軽視せず組織として一体となって取り組むこと。
- いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うと共に、いじめた児童の背景を含めて再発防止の指導を行うこと。
- いじめ防止のために、教師・児童が協同して取り組むこと。

(3) いじめの構造やその背景

- 被害者—いじめられている子
- 加害者—いじめている子（いじめを指示している子）
- 観衆—いじめをはやし立てたり、面白がったりしている子
- 傍観者—見て見ぬふりをしている子

学校

- ・子どもと教師の人間関係が希薄になっている
- ・教師の子どもに対するえこひいき
- ・指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている
- ・学校におけるルールやマナーがきちんとしていないか、守られていない
- ・激しい競争関係

子どもの心理

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す
- ・自己中心的な傾向
- ・我慢する力の不足
- ・未発達な社会性（ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化）

家庭

- ・基本的な生活習慣が身につけていない
- ・家庭が「安らぎの場」になっていない
- ・親子間で心を通わせる場面が少ない
- ・嫉や規範意識が身につけていない
- ・過保護、過干渉
- ・核家族化、個室化

地域社会

- ・地域の教育力の低下（地域全体で子どもを育てるという意識の低下）
- ・社会性の希薄化（子どもの減少 他）
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある

社会全体

- ・いじめに対する認識の甘さ
- ・異質なものを排除しようとする傾向
- ・社会全体に人間関係が希薄化している
- ・大人のモラルを欠いた言動等が子どもたちに影響を与えている
- ・いじめの様相は大人社会の縮図である
- ・急激なSNSの発達で、大人が子どもに指導できない

(4) いじめの一般的態様

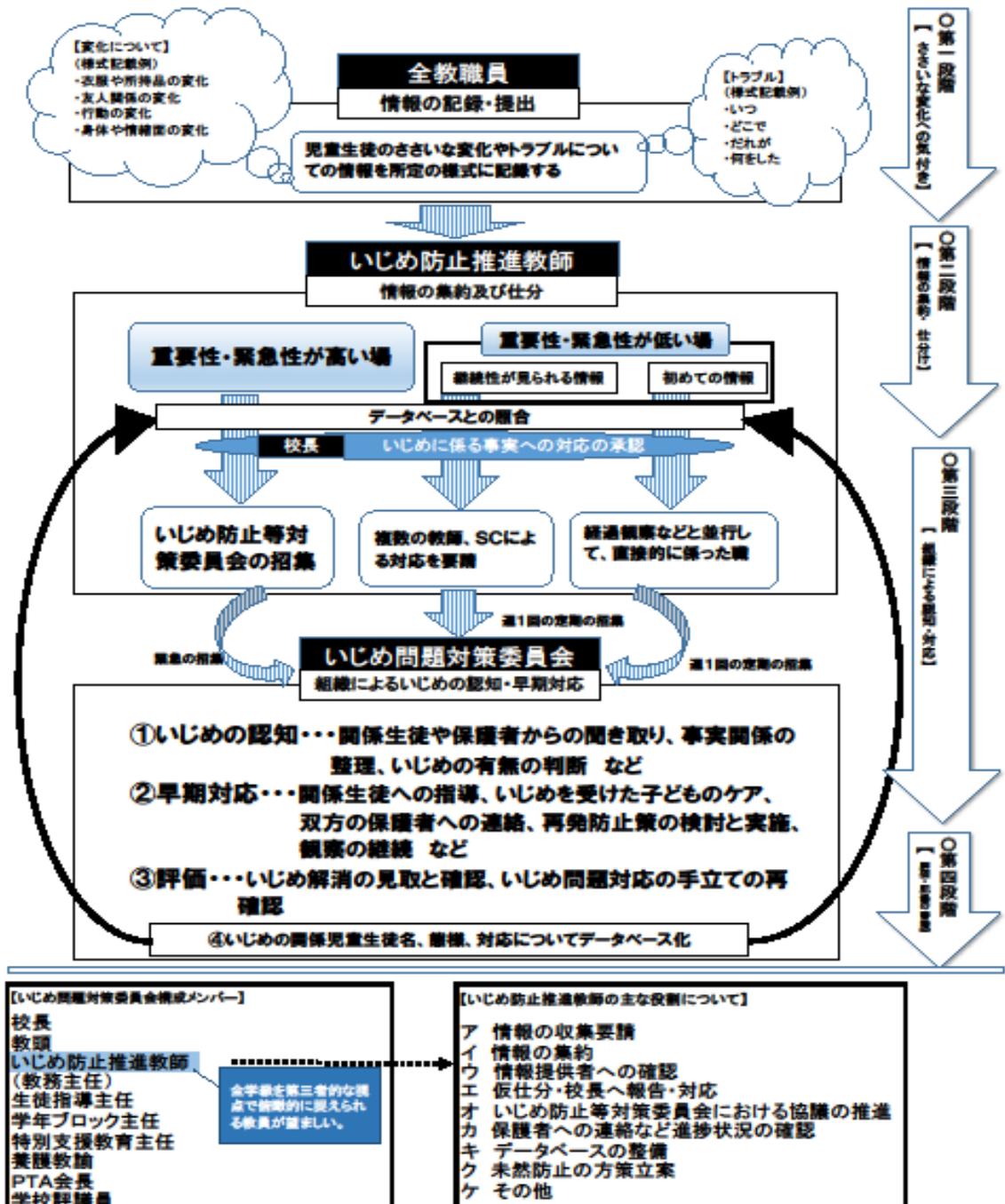
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことやはずかしいことを、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる。
- その他

3 校内体制について

- 全教職員—情報収集
- いじめ防止推進教師—生徒指導主任（平成30年4月2日発令）
- いじめ問題対策委員会—校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ防止推進教師）
学年ブロック主任、特別支援教育主任、養護教諭、
カウンセリング・アドバイザー、PTA会長、学校評議員
- ・組織によるいじめの認知・対応
- ※フロー図（次ページ）

いじめの認知に係る校内体制

平成28年12月12日
青森市立長島小学校



4 いじめの未然防止について

項目	児童	教職員	学校全体	保護者・地域
自己存在感	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の良さを認め合い 学級の一員としての自覚 元氣なあいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人一人が互いに認め合う指導 学級の一員として自覚できる学級づくり 学級内での居場所づくり 子どもに寄り添う時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 学級づくりが第一であること全職員での確認 一人一人に目を配り、話を聞く体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の学校での出来事を聞いてあげる環境づくり 朝・帰りのあいさつ
達成感 成就感 自己有用感	<ul style="list-style-type: none"> 前向き・積極的な挑戦 めあての設定 粘り強さ 	<ul style="list-style-type: none"> 分かる授業、自己有用感をもたせる授業改善 基礎基本の定着 挑戦させる場 めあての設定 粘り強くやり遂げる姿勢の重視 	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善に向けた見せ合い授業の推進 校内研究の推進 一人一人の頑張りを認め、褒める指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> お手伝い ボランティア活動 「めあてカード」へのコメントの記入
人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> 気持ちを伝え合う話し方・聞き方、 人がいやがることはしない態度 悪いことを見て見ない振りをして見ない態度 相手の立場や気持ちへの思いやり 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを図る場の設定 教師と児童、児童相互の人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の授業の充実 居場所づくり、絆づくりに向けた社会体験や交流体験の機会の位置づけ 縦割り班の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事への参加 友だち関係への目配り・気配り
社会的 能力	<ul style="list-style-type: none"> ルールや生命の遵守 問題の自力解決 いじめは決して許されないという認識 近所の人にあいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> 生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成 規範意識の醸成 課題解決能力向上を図る指導 いじめは絶対許さない姿勢の重視 	<ul style="list-style-type: none"> 社会性を育む指導 挨拶の重要性の確認 全教育活動を通じていじめは許されないという土壌の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 近所の児童に挨拶をするなどの声掛け
児童の 変化に 気づく	<ul style="list-style-type: none"> 様子のおかしい友だちを見かけたときの教師への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの相談への迅速な対応 保護者や地域の方への真摯な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域と、安心して相談できる信頼関係の構築 日頃からの情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 児童が発する変化のサインに気づいたときの学校への連絡・相談
家庭・地域 との 連携			<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりや各会議での連携の重要性の啓発 早い時期の、懇談会や面談など情報交換・意見交換の場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域の連携の大切さの確認
学校の 体制		<ul style="list-style-type: none"> 長期休業明けの道徳や学級活動での、いじめ防止に関わる内容の重点的指導 	<ul style="list-style-type: none"> 休み時間の巡回 生徒指導研修会の実施 協同指導体制づくり 教師館の情報交換 各分掌の役割と責任の明確化 いじめ防止に関わる項目の道徳、学級活動の年間指導計画への位置づけ 	

5 いじめの早期発見について

(1) 日常的な子どもの観察、児童理解に努める

- ① いじめのサインを見逃さない
 - ・急に欠席・遅刻・早退が増えた児童はいないか
 - ・隣りに誰も行きたがらない児童はいないか
 - ・休み時間、一人でいることが多い児童はいないか（班毎の校内巡視）
 - ・急に、忘れ物が増えた児童はいないか
 - ・誤答に対して笑い声が起る児童はいないか
- ② 子どもの実態把握に努める
 - ・定期的な調査－いじめについてのアンケート（1年生以上 毎月下旬）
生活・健康アンケート（全学年 学期に1回）
 - ・計画面談－児童個別（6月、12月）
－保護者（7月）
 - ・日常観察、日記、本人や他者からの訴え等（全学年 特に低学年）
 - ・心理テスト等の活用
- ③ いじめ防止推進教師を中心とした情報収集
 - ・全学級を第三者的な視点で俯瞰的に捉えた観察・情報収集

(2) 教職員の共通理解、協力体制、情報交換を密に行う

- ① 教師間の情報交換に努める
 - ・日常的な情報交換（職員室等）
 - ・児童を語る会や職員会議（毎月1回）
 - ・養護教諭や部活動担当との情報交換
 - ・校内生徒指導研修会の実施
 - ※けんかやふざけとして見逃さないように留意する

(3) 家庭・地域との連携・情報交換を行う

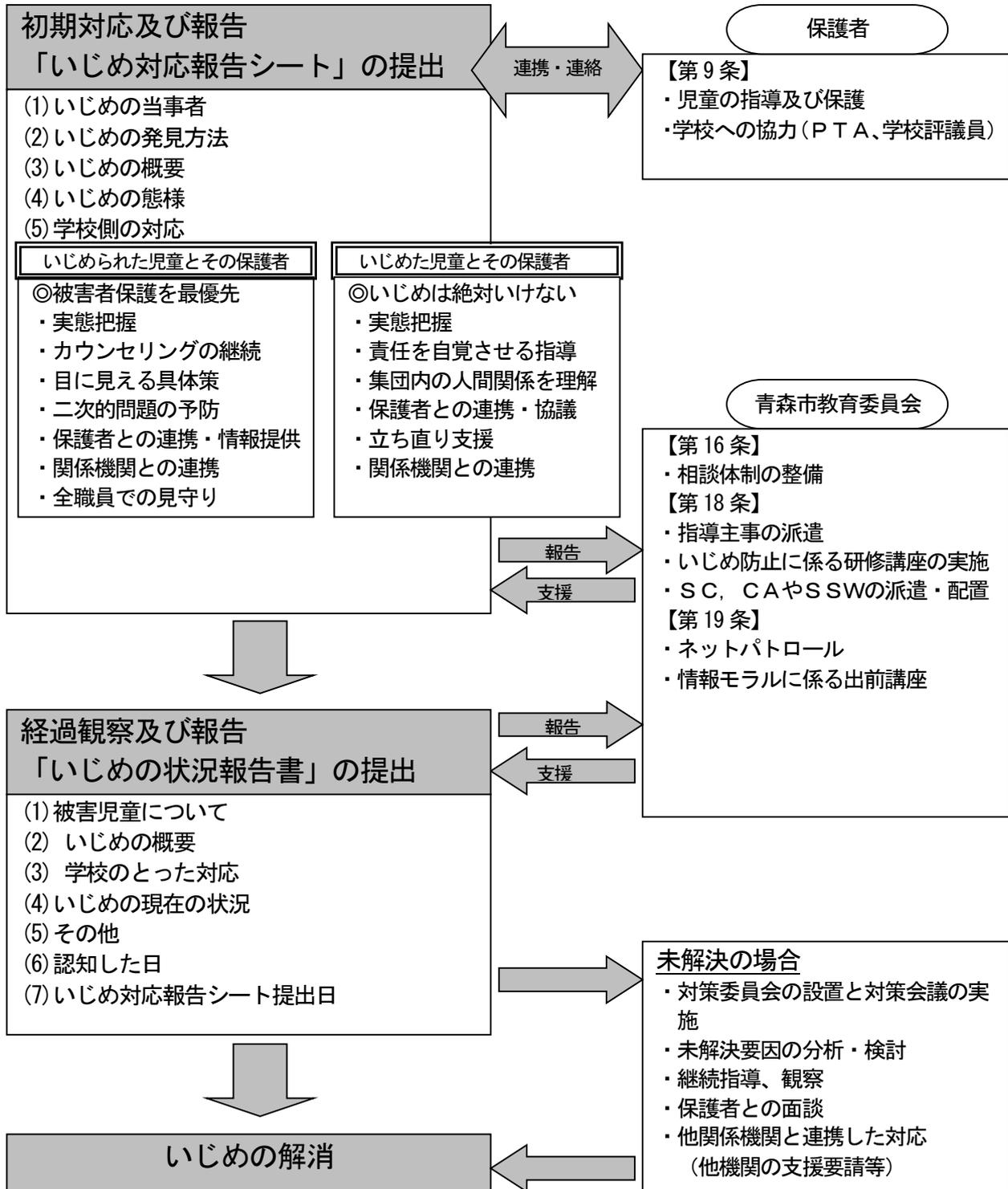
- ① 家庭でのいじめのサイン（下記のような状況が見受けられたら、学校に連絡するよう呼びかけるとともに、学校からも情報提供を行う）
 - ・登校を渋る
 - ・転校したいと訴える
 - ・感情の起伏が激しくなる
 - ・服が汚れていることがある
 - ・体に傷がある
 - ・外に出たがらない
 - ・金遣いが荒くなったり、無断で持ち出したりする
 - ・学校の話をしたがらない
- ② 地域でのいじめのサイン（民生委員、登下校見守りボランティアから定期的に情報収集を行う）
 - ・囲まれている
 - ・荷物をたくさん持たされている
 - ・何人かの児童が、小路などでこそこそしている

6 解決に向けた対応について

※フロー図（次ページ）

早期対応以後のいじめ解決に向けたフロー図

青森市立長島小学校



○いじめ問題対策委員会を立ち上げ、「いじめられた児童・保護者」と「いじめた児童・保護者」に分けて対応していく。

○全職員が迅速に対応に当たることができるように、役割等を委員会で決定する。

○情報収集や情報発信など窓口を一本化すると共に、常に報告・連絡・相談をこまめに行う。

7 重大事態への対応について

○重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフロー図に従い、市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。

※ 重大事態対応フロー図 資料3による。

8 評価

(1) 「いじめ問題への取り組みのチェックポイント」を活用した評価（巻末掲載）

- ・ 指導体制、教育指導、早期発見・早期対応、家庭・地域社会との連携について、教育課程の評価と同様にして評価を行う。
- ・ 時期－12月
- ・ 対象－本校教職員（内部評価）
- ・ 地域からの声については、学校評議員会を利用して評価してもらう。

(2) 日常の評価の視点

- ・ 校内体制は確立されているか。
- ・ 指導に当たって、学校の考え方が生かされているか。
- ・ 未然防止のための取組がしっかりなされているか。
- ・ 早期発見のための取組がしっかりなされているか。

(3) いじめ・重大事態発生時の評価の視点

- ・ 被害児童・加害児童への対応は適切であったか。
- ・ 早期解決のため組織が機能したか。
- ・ 保護者との連携はしっかりできたか。
- ・ 地域との連携はしっかりできたか。
- ・ 関係機関との連携、スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーとの連携はしっかりできたか。
- ・ 一般の児童への対応は適切であったか。
- ・ 要因等の分析・検討は、きちんとできたか。

9 年間活動計画

	いじめの未然防止・早期発見のために	備考
4月	★児童理解（担任が代わった場合の早めの個別の関係作り） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	・住居確認含む
5月	○生徒指導講話（全校朝会） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
6月	★生活・健康アンケート ★計画面談（児童個別） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
7月	★学校安全委員会（交番、町会長、民生委員、南中学校と連携） ★保護者啓蒙活動（参観日全体会・学級懇談） ★面談週間（保護者） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末） ○携帯・スマホアンケート（保護者向け）	・面談週間は 6校時カット
8月	○長期休業明け前対策 ★道徳・学活重点指導 ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
9月	○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
10月	○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
11月	☆参観授業（見せ合い授業） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
12月	★生活・健康アンケート ★保護者啓蒙活動（参観日全体会・学級懇談） ○いじめアンケート・児童を語る会（月末） ★南中学校区健全育成会議（南中学校主催に参加） ○いじめ問題への取り組みチェックポイント（評価） ★校内生徒指導研修会	
1月	○長期休業明け前対策 ★道徳・学活重点指導 ○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	
2月	・児童を語る会（月末） ★保護者啓蒙活動（参観日全体会・学級懇談）	
3月	○いじめアンケート・児童を語る会（月末）	

○長期休業明け前対策

- ・学習室開放と、気になる児童の宿題のフォロー
- ・まち comi メール、電話訪問などによる登校の呼びかけや保護者支援

○上記の他、「いじめ問題対策委員会」（定期の召集）を毎週水曜日に開催、登下校見守りボランティアからの情報収集を月1回（生徒指導部）